

第2号様式（第3条関係）

平成29年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録

- 1 開催日時 平成30年2月7日（水）午前10時00分～午前10時30分
- 2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室4
- 3 出席者
 - ・委員 井上宜昌、鈴木征美、富田响子、浅井恵子、二村勲、秋元 孝之、清崎孝子
 - ・豊山町 生活福祉部長 小川淳之、住民課長 日比野敏弥、
環境保全係 係長 江崎真史、主事 浮野涼太
- 4 報告事項 (1) 蛍光管の拠点回収の開始について
(2) 町のごみ・資源処理について
(3) (仮称) 北名古屋清掃工場の進捗状況について
- 5 会議資料 (1) 蛍光管の拠点回収がスタートします（資料1）
(2) 町のごみ・資源処理について（資料2）
(3) (仮称) 北名古屋清掃工場の進捗状況について（資料3）

6 議事内容

(開 会)

司 会： 只今から平成29年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会を開催します。
始めにお手元の資料の確認をさせていただきます。

(事務局の紹介)

司 会： 最初に事務局から自己紹介をさせていただきます。

(議事録の作成に関する指針の確認)

司 会： 議題に入る前に、町の公式ホームページに関することについて説明をさせていただきます。本日の会議の内容について、町の公式ホームページに掲載させていただくこととなります。ホームページへ掲載する内容については、議事録の作成に関する指針を定めて実施しております。なお、会議内容の記載については重要な要点のみとし、会議で発言された方のお名前はA委員、B委員というように非公表で記載することとしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

異議もないようですので、会議の議事録については、要点筆記、会議内の発言者の名前について非公表とさせていただきます。

司 会： ご了承いただきありがとうございます。それでは、配布した次第に沿って進行させていただきます。

それでは、会議に先立ちまして、会長よりあいさつをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

(会長あいさつ)

会 長： 皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中、平成29年度第1回廃棄物減量等推進審議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

本日の審議会は、ご審議していただく議題は無く、「蛍光管の拠点回収の開始について」と、「町のごみ・資源処理について」と、「(仮称)北名古屋清掃工場の進捗状況について」に関する報告事項のみとなります。

報告事項のみではありますが、私たちの日常生活に密接な関係がありますので、積極的なご発言をお願いしたいと思います。

不慣れではありますが、皆様の協力をいただきながら、会議をスムーズに進めていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

司 会： ありがとうございます。これからの議事の進行については、同審議会規則第3条第3項の規定に基づき、会長が会務を総理することになっていますのでよろしくお願いします。なお、本日の出席者は7人ですので、審議会規則第4条第2項の規定により、定足数に達していますので審議会は成立しております。

(報告事項)

会 長： ただ今、会長が会務を総理することになっていると、事務局から説明がありましたので、私がこれからの会議の進行を努めさせていただきます。

それでは、事務局より「(1) 蛍光管の拠点回収の開始について」説明を求めます。

事務局： それでは、次第2の報告事項「(1) 蛍光管の拠点回収の開始について」説明します。

資料1「蛍光管の拠点回収がスタートします」をご覧ください。平成29年8月に水銀による環境汚染を世界規模で防止する取り組みである「水銀による水俣条約」が発効となりました。また、国内では平成27年6月に「水銀汚染防止法」が公布されるなど、関係法令の整備がすすめられています。

本町においてもこれらの動きに対応するため、平成30年4月1日から家庭から出る蛍光管の回収をスタートいたします。回収した蛍光管は、適正に処理しリサイクルいたします。

蛍光管の回収の「対象となるもの」は割れていない環型蛍光灯、直管型蛍光管、電球型蛍光管になります。これらの蛍光管は、役場住民課窓口とリサイクルステーションの2カ所で回収いたします。

次に「対象とならないもの」は、割れた蛍光灯と白熱電球・LED製品となります。対象外のもの、今まで通り「不燃ごみ」で回収いたします。なお、事業者の方の蛍光灯については、産業廃棄物（金属くず、ガラスくず）となります。詳しくは、現在、収集を委託されている許可業者にお問い合わせください。

次に住民の方への周知は、広報3月号に併せてチラシを全戸配布いたします。また、3月と4月の地区委員への説明とフェイスブック、ツイッターからも順次周知させていただきます。資料1の説明については以上となります。

会 長： 説明が終わりました。質問・意見等ございませんか。

A委員： 蛍光灯は役場又はリサイクルステーションに持って行かなくてはならないのでしょうか。

事務局： 蛍光灯は割れやすく、割れてしまうと蛍光灯に含まれる水銀が飛散してしまうため、まずは人がいる役場とリサイクルステーションの回収から始めたいと考えています。

会 長： 他に質問・意見はございませんか。

会 長： 無いようですので、これで「（1）蛍光灯の拠点回収の開始について」を閉じさせていただきます。

続きまして、「（2）町のごみ・資源処理について」事務局の説明を求めます。

事務局： 次第2の報告事項「（2）町のごみ・資源処理について」説明します。

資料2の「町のごみ・資源処理について」をご覧ください。表の数値は、上段が27年度実績、中段が28年度実績、下段が29年12月までの数値となっています。

それでは、「1 ごみ処理の実績」について説明します。

（1）処理量及び処理費の表では、家庭から出された可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、事業系の可燃ごみについて、それぞれ処理量と処理費用をまとめた表となっています。平成28年度の家庭系のごみの量は約3,457トンで、平成27年度と比べ約20トン減少しました。また、事業系の可燃ごみの量は約1,617トンで、平成27年度と比べ約23トン増加しました。

処理費については、家庭から出るごみと事業所から出る可燃ごみは、名古屋市のごみ処理工場で処理しているため、名古屋市にごみの処理費を支払っています。平成28年度に名古屋市に支払ったごみの処理費は約1億3,200万円になります。

（2）の表は、事業系可燃ごみの処理手数料の表となっています。事業所から出る可燃ごみの処理手数料は、収集運搬許可業者を通じて、町に1キログラム当たり32円の手数を納めていただいております。平成28年度は1,617トンのごみを処理しましたので、許可業者から約5,200万円の手数の納入がありました。

次に（3）の表は、家庭ごみの一人1日当たりの排出量を示す表になります。この一人1日あたりの排出量は、自治体のごみの排出量を比較する際に用いられるもので、本町は1人1日あたり609グラムとなっており、27年度から10グラム減少して

いますが、愛知県54団体中47位の結果となっています。

(4)の表は家庭ごみ一人当たりの年間ごみ処理費の表になります。ごみ処理費には収集運搬費と、名古屋市へ支払うごみ処理委託料と、北名古屋衛生組合負担金が含まれます。28年度のごみ処理費は約4億1800万円となっており、1人あたりでは26,900円となっています。なお、27年度と比較して約1万円高い結果となっていますが、これは28年度に現在建設中の北名古屋清掃工場の用地費購入費、旧美化センターの解体工事費が含まれたことが原因となっています。

続きまして、裏面の「2 資源化の実績」について説明します。

豊山町では、ごみ減量化の取り組みとして、地区とリサイクルステーションで資源分別収集を実施しています。また、町は地区と団体に対して、資源収集量に応じて奨励金を交付し、資源回収を推進しています。

(1)収集量と奨励金の表の合計欄をご覧ください。町全体の平成28年度の資源の収集量は約484トンです。27年度と比較して約17トンの減少が見られます。また、平成28年度に交付した奨励金の額は約880万円になり、27年度と比較して約95万円減少しました。

ごみをしっかりと分別してリサイクルすることが、ごみの減量につながります。今後ともごみ減量の施策を取ってまいりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

資料2の説明については以上となります。

会 長： 説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

B委員： 29年度12月末までの数値を記載した意図は、それと、29年度の一人1日当たりの排出量が多く見えるが何か理由はあるのでしょうか。

事務局： 29年度の数値はあくまでも速報値として記載しているもので、27年度、28年度と比較するためのものではありません。また、一人1日あたりの排出量は、冬場のごみは減少する傾向にあるため、27年度の619グラム辺りまで減少するものと見込んでいます。

B委員： 29年度の値が比較するものでなければ不要と思われる。比較させるつもりならば、26年度、27年度、28年度の3年分を記載するべきだと思います。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。次回の資料づくりの参考にさせていただきます。

会 長： 他に意見・質問等ございませんでしょうか。

意見・質問等ないので、「(3) (仮称)北名古屋清掃工場の進捗状況について」事務局の説明を求めます。

事務局： 「(仮称)北名古屋清掃工場の進捗状況について」説明します。

資料3の1つ目の表をご覧ください。

1点目は(仮称)北名古屋清掃工場整備運営事業です。この事業は名古屋市が事業主体となり、北名古屋衛生組合環境美化センター跡地に北名古屋工場(仮称)を建設

する事業となっています。

この事業は工場の建設と運営を委託するもので、建設期間は28年3月8日から平成32年6月30日までとなっています。また、運営期間は32年7月から52年6月までの20年間となっています。契約者は新日鉄住金エンジニアリング(株)、契約金額は約580億円となっています。現在は工場を建設中であり、工事の進捗率は4%となっています。

2点目は余熱利用施設(温水プール)に係る覚書の締結についてです。

余熱利用施設(温水プール)に関しましては、(仮称)北名古屋清掃工場の余熱利用施設として、温水プール建設運営事業の円滑な推進を図ることを目的としています。建設予定地は、北名古屋市二子地内、別図の右上となります。1ページに戻ります。

(3)事業主体は、北名古屋衛生組合です。(4)事業費の負担割合は、(仮称)北名古屋清掃工場の計画処理能力となり、北名古屋衛生組合は1日あたり130トン、名古屋市は1日あたり530トンで比率として2対8に応じて、北名古屋衛生組合及び名古屋市が負担することとしています。

最後に地域連絡協議会の設立についてです。地域連絡協議会については、(仮称)北名古屋清掃工場の建設、運営における環境の保全、交通安全の推進等により、地域における生活環境の保全を目的としています。構成員は、名古屋市、北名古屋市、豊山町、北名古屋衛生組合、地元自治会及び隣接事業者です。この地域連絡協議会は、平成29年3月27日に設立し、29年5月25日に第1会の連絡協議会を開催しております。「(3)(仮称)北名古屋清掃工場の進捗状況について」の説明は以上となります。

会 長： 事務局の説明が終わりました。質問・意見等ございませんでしょうか。

C委員： 余熱利用施設の完成の時期は。

事務局： 完成は平成32年7月以降と聞いていますが、現在、基本設計業務を行っており、今後、スケジュールも明らかになってくるものと思われま。

D委員： 余熱利用施設の費用負担について、豊山町の負担の割合は。

事務局： 余熱利用施設の費用負担は、名古屋市8割、衛生組合2割となっており、衛生組合負担分のおよそ2割が豊山町の負担割合となっているため、全事業費の4%程が豊山町の負担率になります。

会 長： 他に質問・意見はありませんか。無いようですので、次第2報告事項を閉じさせていただきます。

(その他)

会 長： 続きまして、次第8のその他です。事務局からその他事項で何かありますか。

事務局： 何もありません。

会 長： 委員の皆様で何かございますか。

委 員： 何もありません。

(閉 会)

会 長： 事務局からも委員からも特にないようですので、これで本日の審議会を閉会したいと思います。委員の皆様のご協力により会がスムーズに終わりましたことについて感謝申し上げます。ありがとうございました。これで会長の職を降ろさせていただきます。

(閉会のあいさつ)

司 会： 会長、大変お疲れ様でした。委員の皆様におかれましても、長時間にわたり慎重なご審議をいただきありがとうございました。
これをもちまして、第1回の審議会を閉じさせていただきます。

上記のとおり平成29年度第1回豊山町廃棄物減量等推進審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためこの議事録を作成し、会長が署名する。

平成30年2月7日

会 長 井 上 宜 昌